

■議案第12号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

【要旨】

市町村長は人権擁護委員法第6条第3項の規定により法務大臣に対し、議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないこととされています。

人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないよう監視し、これが侵犯された場合は、その救済のため、速やかに適切な処置をとるとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもって使命とするものとされており、法務大臣より委嘱され、任期は3年です。

本議案は、人権擁護委員「藤原 佳代子」氏が本年6月末をもって任期満了を迎えることに伴う高知地方法務局長からの推薦依頼に対するもので、引き続き同氏を人権擁護委員として推薦いたしたく議会の意見を求めようとするものです。

●推薦を行おうとする者の氏名等

住 所	(略)
氏 名	藤原 佳代子
生年月日	(略)
推薦理由	藤原氏は、高知はた農業協同組合を退職後、地元集落の役員や高知地方裁判所須崎支部の調停委員にも就任されるとともに、婦人会活動等を積極的かつ堅実に行っていることから、地域の人々の信頼は厚く、人権擁護委員として最適任です。